

特定事業所集中減算が適用されない居宅介護支援事業所に係る基準及び必要書類

正当な理由に該当するもの（基準）

(1) 当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満しかない場合。（事業所数は判定期間中の平均とする） ※ 医療みなしの事業所については、各判定期間の最初の月の請求実績がある場合は含み、請求実績がない事業所については、含まない。	
必要書類	・ 居宅介護支援事業所の運営規程の写し ・ 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域における、すべての訪問介護サービス等の事業所の名称及び所在地、並びに当該事業所を開設している事業者の名称を記載した書類
(2) 当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、通院等乗降介助を行っている指定訪問介護事業所が5事業所未満しなく、紹介率最高法人を位置付けた訪問介護に係る居宅サービス計画数から通院等乗降介助を位置付けた訪問介護に係る居宅サービス計画数を除いて再計算すると、当該紹介率が80%以下となる場合	
必要書類	・ 基準（2）に該当する場合の再計算書 ・ 居宅介護支援事業所の運営規程の写し ・ 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域における、すべての通院等乗降介助を行っている指定訪問介護事業所の名称及び所在地並びに、当該事業所を開設している事業者の名称を記載した書類
(3) 特別地域居宅介護支援加算を受けている場合 ※ 茨城県の特別地域（山村振興法第7条第1項により指定された振興山村）は、次のとおりです。 日立市（旧中里村）、常陸太田市（旧里美村）、高萩市（旧高岡村）、常陸大宮市（旧伊勢畑村、旧美和村）、城里町（旧七会村）、及び大子町（旧依上村、旧佐原村、旧黒沢村、旧生瀬村）	
必要書類	不要
(4) 判定期間（前6月間）の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。	
必要書類	不要
(5) 判定期間（前6月間）において訪問介護サービス等を位置付けた居宅サービス計画件数が各サービスごとでみた場合に1月当たり平均10件以下であるとき。	
必要書類	不要
(6) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により、特定の事業所に集中していると認められる場合。 （訪問介護：特定事業所加算（Ⅰ）、通所介護：中重度者ケア体制加算・認知症加算を算定している場合に限る。） ※ その他困難事例等で特定の事業所に集中する場合は、利用者からの理由及び地域ケア会議等で意見・助言を受けること	
必要書類	利用者からの希望があり、地域ケア会議等で意見・助言を受けている場合は、利用者の氏名及び意見・助言等の経過が分かる書類（参考様式又は任意様式）
(7) 判定期間中に新規指定を受けた場合	
必要書類	不要
(8) 判定期間中に休止をした場合。	
必要書類	不要